

国立大学法人和歌山大学授業料及び寄宿料未納者に対する督促等の取扱規程

制 定 平成 9年12月12日

最終改正 令和 5年 6月23日

(趣旨)

第1条 和歌山大学における授業料及び寄宿料を滞納している者に対する督促等の取り扱いについては、法令等に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料の督促等)

第2条 予算・決算担当役は、授業料の納付期限が過ぎても納付しない者に対し督促を行う。

2 予算・決算担当役は、未納者に対し、文書督促を行うものとする。

3 予算・決算担当役は、前項の督促を行ってなお納付されない場合には、速やかに保証人に対し文書による通知を行うとともに、未納者名簿を所属の学部長、学環長又は研究科長(以下「学部長等」という。)に送付するものとする。ただし、未納者に特段の事情がある場合については、未納者本人に再度文書督促を行うことができる。

(除籍の予告通知)

第3条 学部長等は、前条第3項により未納者名簿の送付を受けたときは、未納者及びその保証人に対し、前期分については8月末日、後期分については2月末日(末日が土曜日に当たる場合はその前日、日曜日に当たる場合はその前々日とする。以下「指定期日」という。)までに納付しない場合には、学則第10条第6号の規定により除籍する旨の予告通知をするものとする。

2 前項の予告通知は、別紙様式1の配達証明郵便をもって行うものとする。

(除籍の上申)

第4条 学部長等は、指定期日までに納付しないと見込まれる者について、その者の所属する教授会又は研究科会議の議を経て、指定期日までに除籍の上申を行うものとする。

(除籍の通知)

第4条の2 学長は、指定期日までに授業料を納付しない場合には、指定期日にて除籍し、その者に対して除籍の通知を行うものとする。

2 前項の通知は、別紙様式2の配達証明郵便をもって行うものとする。

(寄宿料の督促等)

第5条 予算・決算担当役は、寄宿料の納付期限が過ぎても納付しない者に対し督促を行う。

2 予算・決算担当役は、未納者に対して、毎月1日に、所属の学部、学環又は研究科所定の場所に掲示督促するものとし、掲示期間は20日間とする。

3 予算・決算担当役は、前項の掲示期間を過ぎても納付されない場合には、必要の都度学生に対して文書督促を行う。

4 予算・決算担当役は、前項の督促をしても納付されない場合には、未納者名簿を学長に送付するものとする。

5 学長は、未納者名簿の送付を受けたときは、未納者名簿記載の学生に対して納付の指導その他適切な措置をとるものとする。

(雑則)

第6条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

## 授業料及び寄宿料の督促に関する規則

### 附 則

- 1 この規程は、平成9年12月12日から施行する。
- 2 和歌山大学授業料等督促規程（昭和38年4月1日制定）は、廃止する。

### 附 則（平成13年3月21日一部改正）

この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則（平成13年7月30日一部改正）

この改正規程は、平成13年7月30日から施行する。

### 附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第145号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則（平成20年7月25日一部改正：法人和歌山大学規程第853号）

- 1 この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条の規定は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 国立大学法人和歌山大学授業料及び寄宿料未納者に対する督促等の取扱規程に関する申合せ（平成9年12月12日制定）は、廃止する。ただし、平成20年度の除籍手続きの予告通知送付者については、なお従前の例による。

### 附 則（平成21年9月29日一部改正：法人和歌山大学規程第964号）

この改正規程は、平成21年9月29日から施行する。

### 附 則（平成25年2月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1367号）

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日以前に除籍となった者については、この改正規程にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則（平成26年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1578号）

この改正規程は、平成26年11月28日から施行する。

### 附 則（令和3年2月10日一部改正：法人和歌山大学規程第2326号）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2636号）

この改正規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別紙様式1

年 月 日

学生、保証人 宛

学部長等

授業料未納者に対する除籍の予告

下記の学生の授業料は未納となっております。 年 月 日までに納付されない場合は、学則第10条第6号の規定によって、除籍となります。

記

納付者（学生氏名）

※ この除籍予告通知と行違いに授業料納入の際は、ご容赦ください。

別紙様式2

整理番号

除 籍 通 知 書

和歌山大学 学部等 年入学

学生氏名

本学学則第10条第6号により、 年 月 日付けで除籍する。

年 月 日  
和歌山大学長